

# MECCだより

武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会広報紙 第37号 2015年 3月

## もくじ

環境カウンセラー制度の課題	中西由美子
国連ユネスコ名古屋ESD国際会議と環境カウンセラー全国交流会への参加	竹本 秀人
新入会員紹介	野村 和男
たかがゴミ、されどゴミ その2	加納 啓有
気候変動リスクへの対応の検討動向	藤井 健史



## 環境カウンセラー制度の課題

中西 由美子

環境カウンセラー制度が発足して15年以上が経過し、平成26年4月1日時点で全国に3845名の環境カウンセラーが登録されている。しかし、登録はしたものの、環境カウンセラーとして活躍している人がどのくらいいるだろうか。総じて、残念ながらこの制度が全国でうまく活用されているとは言えない状況である。

一般企業が製品を開発・販売するときには、使う人の目線に立って、ニーズを把握し、ターゲットを定め、それに対してどんな製品が求められているかリサーチし、広報し、購入してもらうまでさまざまな工夫を行う。もちろん、当該企業がそれに責任をもって行う。環境カウンセラーはどうだろうか。どんな人たちに向けてどういう場面で役立ってもらいたいのか。アドバイスが欲しい人の目にどう届けるのか。それを誰がやるのか。事業開始後15年以上も経っているが、いまだに明確なものがないように感じる。明確なビジョンの無い事業は、宙に浮いたままになるのも自然なことである。

先日行われた環境カウンセラー研修でも、受講生から問題提起として多く挙げたことが、「知名度が低い」ことだ。これが言われ続けてどのくらい経つか。環境省など運営する側は、「環境カウンセラー自身で活動の場を開拓すべき」と言い、

環境カウンセラーは「活躍の場は何も用意されていない」と言う、責任転嫁の応酬がいつまでも続いている。このような現象は、官主導で行う事業でよくみられる。制度や枠組みだけ上から作っても、民のほうで主体的な動きが育たず、予算がなくなると自然消滅してしまう。

見栄えのいい制度を作ることはそう難しいことではない。それを本質的に機能するようにまで持って行き、継続させることには必要な要件がある。まず、その制度を利用したいというニーズが必要。利用したい人と対応できる人をうまく合わせるマッチングが必要。そしてそれを誰がどのようにやるかという明確な役割分担設定が必要。これまでで行ってきた選考方法の見直しや、ウェブサイトの改良などをやっても事態はそう変わらないだろう。そこに根本的な問題があるのではない。

この状況から脱するためには、今一度、活用の低迷の原因や課題と向き合い分析し、その解決策は何かということ、例えば地域の現場との対話や、良好な事例の収集と周知を通し、具体的なレベルから改善していく必要があるだろう。それを誰がいつやるのか。その役割の所在を明確にしないと、いつものように飾った餅のままで終わることだろう。



ゴミのことで困った事はありますか？

これから増えるのはゴミと年寄りだけ、といわれたりします。自分の家庭や会社から出るゴミを如何に処理するかが、団体・個人のステータスに関わる世の中になると考えています。

今回は法律のことを少しお話します。廃棄物に関する代表的な法律として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下法律と記す)がありますが、この法律で家庭ゴミ(一般廃棄物)は区市町村が処理し、事業系ゴミ(産業廃棄物)は、自ら若しくは許可業者に依頼して処理すると定めています。ところが事業系ゴミは産業廃棄物だけではなく一般廃棄物もあることを御存知ですか。その根拠は、この法律の第2条にあるゴミの定義です。

- 1 産業廃棄物以外を一般廃棄物という
- 2 産業廃棄物は事業所から出るゴミで、政令で定める物をいう

「政令で定める」の内容を調べてみると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下政令と記す)第2条に全部で20種類の産業廃棄物が指定されています。その中で紙、木、繊維、生ゴミ等は排出する事業所の業種(これらの品を商品として取り扱う業種)を限定していて、限定から外れた会社が出すこれらのごみは産業廃棄物ではなく、一般廃棄物となります。

具体例を挙げると紙ごみは、出版社、製本業、ダンボール製品製造業等に限定されているので、他の業種の事務所から出るコピー用紙などは一般廃棄物となります。

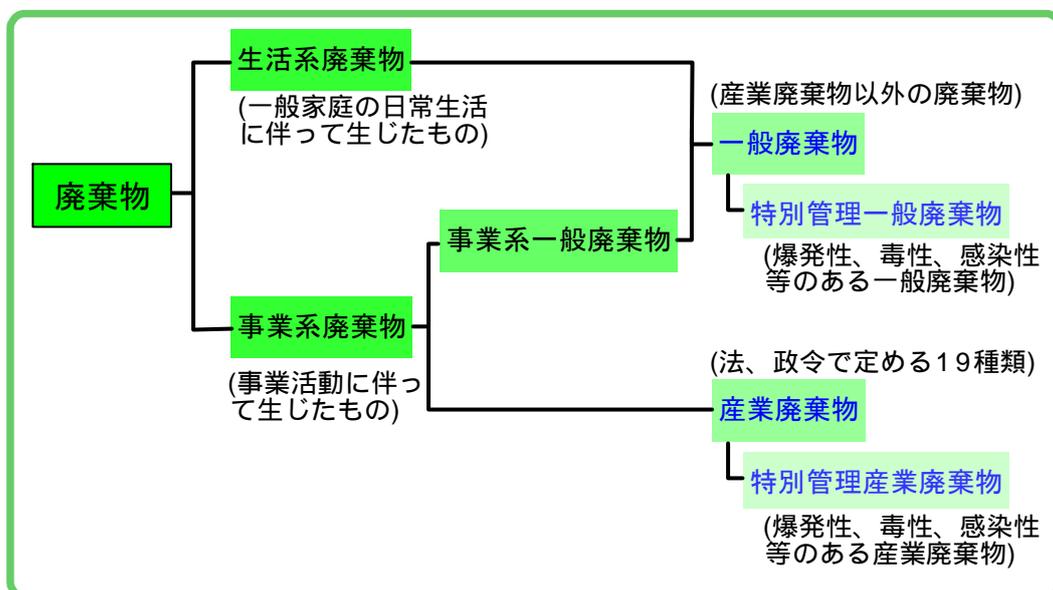
都内の事業所で、自社でゴミ処理をしている所は極めて少数で、一般的には許可業者に依頼して契約書を交わしていると思いますが、産廃のみの契約を交わしている会社は結構多いです。産廃は政令第6条の2で契約書を交わすことを義務付けていますが、一廃は法律での義務付けは無く区市町村に処理を依頼することになります。区市町村が条例で契約を義務付けている自治体が有りますので、この場合は契約を交わす義務があります。

コンプライアンス遵守の為に自社の契約が整っているか否かを確認されることをお勧めします。必要な契約の種類は次の3種類です。

- 1 産業廃棄物収集運搬委託契約
- 2 産業廃棄物処分委託契約
- 3 一般廃棄物収集運搬委託契約

取引している業者が、全ての許可を保有している業者の場合は1通の契約で済ませる事が出来ます。通常は一廃と産廃は別々に契約するケースが多いです。

政令では産廃の処理委託契約を交わす時に、契約金額や廃棄物の種類等、取り決めが必要な事項が決められています。詳細は次回で。



## 気候変動リスクへの対応の検討動向

藤井 健史

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告は各作業部会の報告が一昨年秋から順次公表され、昨年10月に統合評価報告書が公表された。これに対応するように昨年秋は地球環境に関わる研究報告、シンポジウム、講演会等が数多く行われた。その概要を取りまとめ報告する。これまでは「地球温暖化」という言葉が使われていたが、今回は「気候変動」が多く使われ、「地球温暖化」は影を潜めたのが印象的だった。

この数年地球の気温上昇が停滞状態(ハイエータス;hiatus)にあることの原因として、気温上昇分が海洋に吸収されていたことによるとの説明があった。海水温のわずかな上昇でも海面上の水蒸気は増加する。このことは豪雨・豪雪の原因となりうるし、極端現象につながる。

気温上昇を工業化以前より2℃以内に抑えるという国際目標への努力(緩和策)が進められているが、一方、地球の気温上昇は避けられないものとして、上昇した気温への適応策の検討についての報告が今回目立った傾向であった。

地球規模の気候変動リスクを社会のいろいろな面からどのように対処するかを考えるプロジェクト(環境省総合研究推進費No. S-10)も進められている。

環境機関連絡会(13の国立機関)から各機関で進めている海洋・海水への影響、波浪特性の変化、水害のリスク評価、治水システムと変動対応、森林植生、農業・食料生産技術、漁業資源の応答、耐熱・耐環境材料等の非常に幅の広い分野での具体的な適応策の検討報告があった。

気候変動の影響は地域ごとにさまざまなので適応策はそれぞれの地域の状況に見合った策でなければならない。適応策策定のガイドラインや国の支援及び各地域での展開の状況の報告があった。(環境省総合研究推進費No. S-8研究)

一方の気候変動リスクの緩和策として二酸化炭素の地中貯蔵(CCS)の実証実験も始まっている。エネルギーを使用するCCSの方策は現在の技術から見て社会的に成立するものであろうか。むしろ「短寿命気候汚染物質(SLCP)削減対策(環境省総合研究推進費No. S-12研究)」の方が大気汚染対策と地球温暖化対策の両面から効果があるのではなかろうか。全体を見通して「気候変動」は今後起こることが認識され、それに対する「適応策」を具体的に検討する段階になってきた。

しかし二酸化炭素の発生しないエネルギーの開発・使用を進めるべきであり、さらにはエネルギー使用の少ない社会形成をめざすべきと思う。

**編集後記** 2015年最初の発行となるMECCだより今号は、巻頭に当協議会メンバーの中西さんより「環境カウンセラー制度の課題」と題した提言を掲載しました。中西さんは今年度、環境省の「環境カウンセラー登録制度」に関する検討会の委員の一人でした。そのことからみても、ここで述べられていることは重みのある発言ではないでしょうか。本年も「MECCだより」では環境問題や環境関連事項を様々な角度から取り上げていきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

発行者：NPO 武蔵野多摩環境カウンセラー協議会(MECC)事務局  
〒189-0026 東村山市多摩湖町3-5-11 泉 浩二  
TEL：042-391-2239  
ホームページ：<http://www.mecc.or.jp/>  
編集者：望月 眞